

北海道立旭川高等技術専門学院
機動職業訓練の実施に係る企画提案書募集要領

離職者等の再就職を促進するための公共職業訓練(以下「機動職業訓練」という。)の実施に係る企画提案書の募集については、この要領に定めるところによる。

1 機動職業訓練の目的及び内容

- (1) 実施する全ての機動職業訓練コースにおいて、訓練受講者全員が機動職業訓練を受講したことにより就職できるようになることを目的とする。
- (2) 機動職業訓練の実施内容は、別紙「機動職業訓練の実施に係る企画提案指示書」で定めるとおりとする。

2 プロポーザルに参加できる事業者等の資格

- (1) 次の要件をすべて満たしている者とする。

- ア 道内に本店又は事業所を有する法人(いわゆる「権利能力なき社団」等を含む)、若しくは道内に住所を有する個人であること。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年5月3日号外政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- カ 暴力団関係事業者等でないこと。
- キ 道税及び消費税を滞納している者でないこと。
- ク 次にあげる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く)
 - (ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- ケ 過去に機動職業訓練を受託した際に、偽りその他不正な行為を行い、又は行おうとしたことが明らかとなった者は、不正行為に係る処分を通知された日から5年を経過していること。
- コ 過去に機動職業訓練を受託した際に、偽りその他不正の行為により就職支援経費の支給を受けたこと又は受けようとしたことが明らかになった者は、不正行為に係る処分を通知された日から5年を経過していること。

3 事業の実施に係る基本的な要件

- (1) 事業を適切に運営できる組織体制、職員数を備えており、機動職業訓練を実施する上で必要となる教室、設備、備品等を所有又は賃貸借契約等により常に使用できる状態にあること。

具体的には次の要件をすべて満たしていること。

- ア 訓練の実施に当たり、施設・設備及び訓練指導体制等の訓練全般に係る責任者1名を訓練実施場所ごとに配置でき、また、受講者(以下「学生」という。)からの問い合わせ等に常時対応する窓口としての事務担当者を1名以上配置できる体制が講じられていること。
- イ 教室の面積は、学生1人当たり2.0㎡以上であること。
- ウ パソコンを使用する訓練の場合は、次の要件をすべて満たしていること。
 - (ア) パソコンは1人1台使用できること。
 - (イ) ソフトウェアは、使用許諾契約に基づき、適正に使用できるものであること。

- (2) 過去1年間に当該訓練科に類似する機動職業訓練の受託実績があること。又はそれと同等の業務実績があること。
- (3) 機動職業訓練を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する指導員が十分確保されていること。具体的には、次の要件をすべて満たしていること。
- ア 指導員は、実技にあつては学生15人に1人以上、学科にあつては学生30人に1人以上の配置を標準とすること。
- イ 指導員は、職業訓練指導員免許を有する者又は職業能力開発促進法(昭和44年7月18日法律第64号)第30条の2第2項の規定に該当する者(担当する科目の訓練内容に関する実務経験を5年以上有する者、学歴又は資格によって担当する科目訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判断される者等を含む。)であり、機動職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者であること。
- 特に、情報通信関連科目については、当該科目の専門的な指導経験、IT機器導入の支援の業務等、日常的にIT機器の利用法等について、ユーザーに説明する業務に従事した経験等が1年以上であるなど指導員として相応しい者であること。
- また、企業実習においては、上記に定める者のほか、訓練内容について熟知しており、かつ、適切に指導できる者であること。
- (4) 北海道立旭川高等技術専門学院(以下「学院」という。)が実施するプロポーザル説明会に参加した者であること。
- (5) 個人情報の保護・管理が適正に行える者であること。
- (6) デュアルシステム委託訓練及び障害者委託訓練のうち日本版デュアルシステムによる知識・技能習得コースの場合は、次の要件をすべて満たしている者であること。
- ア 訓練定員分の企業実習先を確保できる者であること。
- イ 企業実習先への指導、訓練実施状況の報告、就職状況調査が適正かつ効果的に実施できる者であること。
- (7) 緊急再就職訓練の知識習得コース(求人セット型訓練を除く)のうち訓練期間が1月を超えるコース及びデュアルシステム委託訓練の場合は、学生に対して就職支援を実施できる就職支援責任者を設置できる者であること。
- (8) 緊急再就職訓練の知識習得コース(求人セット型訓練を除く)のうち訓練期間が1月を超えるコースを受託する場合には、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング及び能力評価を実施するキャリアコンサルタント等の配置が完了している者又は当該配置が訓練の開始前までに確実に見込める者であること。
- (9) 平成26年度から独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において、職業訓練サービスの質向上を目指す「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」(平成23年度策定)を活用した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」が実施されることから、一層の訓練の質の向上のため当該研修の受講状況も踏まえていること。
- (10) 託児サービスを提供する訓練の場合は、次のいずれにも該当する者であること。
- ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める次のいずれかの施設により、施設内又は施設外において、訓練実施機関自らが又は委託により、託児サービスを実施すること。
- (7) 保育所(保育所型認定こども園を含む)(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として保育所で行われる一時預かり事業に限る。)
- (イ) 小規模保育事業(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)を満たしているものであって、原則として小規模保育事業で行われる一時預かり事業に限る。)
- (ウ) 家庭的保育事業(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として家庭的保育事業で行われる一時預かり事業に限る。)
- (エ) 幼保連携型認定こども園(幼保連携型認定こども園の学級編制、職員、設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として幼保連携型認定こども園で行われる一時預かり事業に限る。)

- (オ) 認可外保育施設（幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園を含む）（認可外保育施設指導監督基準（平成13年3月29日付け雇児発第177号）を満たしているものに限る。）
- (カ) 一次預かり事業を行う施設（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生労働省令第11号）に規定する基準を満たしているものに限る。）
- イ 近隣の施設外託児サービスの場所は、訓練実施場所から通所可能な適切な距離にあること、また、訓練実施場所の近隣において施設外託児サービスの提供ができない場合、訓練実施場所には受講生と施設外託児サービス提供機関との間で児童の引き渡しを行う場所を設け、施設外託児サービス提供機関は送迎中の安全に配慮のうえ、その場所まで児童の送迎を行う等、必要に応じて対応できること。
- ウ 託児サービス提供機関自らが、託児中の事故等に備え、傷害保険、賠償責任保険等に参加すること（保育を受ける児童及び保育者の双方を対象としたもの）。
- エ 児童福祉法等の関係法令及び通知を遵守すること。
- オ ア～エのほか、北海道または市町村において、別途基準等を定めている場合は、これを遵守すること。

4 手続等

(1) 担当部局

〒078-8803 旭川市緑が丘東3条2丁目1番1号
北海道立旭川高等技術専門学院 能力開発総合センター
電話 0166-65-6220
FAX 0166-65-5565

(2) 企画提案書募集要領及び指示書の交付方法

ホームページからのダウンロード
交付期間 令和6年(2024年)3月26日(火)から令和6年(2024年)4月11日(木)まで
ホームページのURL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ahs/>

5 企画提案書の提出期限及び場所等

(1) 提出期限

令和6年(2024年)4月12日(金)16時(必着)

(2) 提出先

4(1)に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかによる。）

(4) 提出に当たっての留意事項

- ア 複数の企画提案書を提出する場合は、真に実施可能な訓練科目数を踏まえて行うこと。
- イ 提出された企画提案書は、その事由の如何に関わらず、変更又は取消しを行うことはできない。
- ウ 採用の可否にかかわらず、企画提案書は返還しない。
- エ 虚偽の記載をした企画提案書は、無効とする。
- オ 参加資格を満たさない者が提出した企画提案書は、無効とする。
- カ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

6 審査の実施

(1) 実態調査

提出された企画提案書の内容等を確認するため、審査を行う前に、「機動職業訓練の実施に係るプロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）による実態調査を行う。ただし、過去に実態調査を受けた者で、学院が実態を把握している者はこの限りでない。

(2) 企画提案書の審査

企画提案書は、審査会で内容を審査し、最良の提案をした者（以下、「特定者」という。）を決定する。

(3) 審査項目

ア 施設・設備等

イ 指導体制

ウ 交通利便性

エ 就職支援体制

オ 職業訓練実績等

カ 実施計画

キ 訓練内容等（目標・仕上がり像）

ク 大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築する「パートナーシップ構築宣言」の登録

ケ キャリアコンサルタントの設置

コ その他

(4) 審査の時期

令和6年(2024年)4月下旬を目途に行う。

(5) 審査結果の通知

審査結果は企画提案書の提出者に遅滞なく通知する。

7 契約の締結

審査結果通知後、学院長は当該訓練科に係る学生数が確定次第、契約候補者（特定者）から経費内訳が記載されている見積書を徴取し、見積額と予定価格を比較検討し、適正であると認めた場合には、契約候補者（特定者）と契約を締結する。

なお、契約候補者（特定者）に選定された者は、特段の理由がない限り契約を辞退できない。

8 その他

学院長は、提出された企画提案書を提出者に無断で使用しない。

企画提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。